

お客様各位

株式会社豊田自動織機  
トヨタL & Fカンパニー

## カタログ誤記のお詫びと訂正

平素は弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

この度、「デンソースポットクーラーINSPAC」の製品カタログにおいて記載に一部誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の通り追記・訂正させていただきます。

### ●追記・訂正箇所 (P4)

<訂正・追記前>

<訂正・追記後>

スポットクーラー「インスパック」は簡易点検のみ



**フロン排出抑制法施行について**

2015年より業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）をお持ちのお客様を対象に、定期的な点検を行う義務があります。

※2 冷媒フロン類取扱技術者等

**点検内容**

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に一回以上管理者自身で「簡易点検」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が、7.5kW以上の場合には有資格者※1による「定期点検」を行う必要があります。

目視確認による ①異常音・異常振動 ②外観の損傷 ③摩耗及び腐食、その他の劣化 ④錆び ⑤油漏れ ⑥熱交換器の霜の付着有無

※2 冷媒フロン類取扱技術者等

**管理者（ユーザー様）が取り組むこと**

機器の点検	●簡易点検: 全ての第一種特定製品
漏えいの対処	フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止。適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。
記録の保管	機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで保存しなければなりません。
暫定漏えい量の報告	使用時漏えい量が「1,000CO <sub>2</sub> -ton」以上漏えいした事業者（法人単位）は、所管大臣に報告義務があります。

※1 冷媒機器及び冷凍機器の場合、上記項目に加え庫内温度の確認 [注7] 1,000CO<sub>2</sub>-tonはR22・R407C・R410A冷媒約500kgに相当

スポットクーラー「インスパック」は簡易点検のみ



**フロン排出抑制法施行について**

2015年より業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）をお持ちのお客様を対象に、定期的な点検を行う義務があります。

※2 冷媒フロン類取扱技術者等

**点検内容**

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に一回以上管理者自身で「簡易点検」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が、7.5kW以上の場合には有資格者※1による「定期点検」を行う必要があります。

目視確認による ①異常音・異常振動 ②外観の損傷 ③摩耗及び腐食、その他の劣化 ④油漏れ ⑥熱交換器の霜の付着有無

※2 冷媒フロン類取扱技術者等

**管理者（ユーザー様）が取り組むこと**

機器の点検	●簡易点検: 全ての第一種特定製品
漏えいの対処	フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止。適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。
記録の保管	機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置してから廃棄した後も3年間保存しなければなりません。
暫定漏えい量の報告	使用時漏えい量が「1,000CO <sub>2</sub> -ton」以上漏えいした事業者（法人単位）は、所管大臣に報告義務があります。

※1 冷媒機器及び冷凍機器の場合、上記項目に加え庫内温度の確認 [注7] 1,000CO<sub>2</sub>-tonはR22・R407C・R410A冷媒約500kgに相当

追記箇所※1

訂正箇所※2

※1 <追記> 第一種特定製品とは、冷媒にフロン類が使用されている

すべての業務用エアコン、冷蔵冷凍機器のことです。

※2 <訂正>

【誤】当該製品を設置した時から廃棄するまで保存しなければなりません。

【正】当該製品を設置してから廃棄した後も3年間保存しなければなりません。

尚、フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により、フロン類を回収しないまま機器を廃棄する違反には、行政処分のみならず刑事罰（50万円以下の罰金）の適用対象となるなど、管理者（ユーザー様）に対する規制が強化されました。

ご不明点やお困りごとがございましたら、お気軽に最寄りのトヨタL & F扱い販売店にお問合せ下さい。

以上